諮問番号：令和６年度諮問第３６号

答申番号：令和７年度答申第１１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和５年３月７日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は、○○○○○○により○○○○○○○○を負ったものである。審査請求人は被保護者となったのちに、傷病手当金の入金により資産として約１,８００,０００円を有することとなり、法第６３条に基づき保護費の返還を求められているが、処分庁は本件処分に際して、審査請求人の病院等への債務（入院治療による医療機関等に対する約１,３００,０００円の支払債務のほか、施設入居の礼金、家賃、光熱水費、介護用品レンタル代、介護保険料滞納分の支払債務）について自立更生控除の検討を行っていない。また、資力がない中で金員の返還を命じることは正当とは考えられず、法第８０条に基づき返還を免除されるべきであること等から、本件処分は違法であり、取り消されるべきである。

２　審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第６３条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決（賃金と社会保障１６１５・１６１６号１１２頁）及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決（賃金と社会保障１６８０号３３頁）参照）。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和４年４月１８日に傷病手当金を受給したことから、同年３月から同年５月に支給した保護費のうち、３７１,６７４円について「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、要返還額の決定についてみる。

生活保護問答集について（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３－６答（４）のとおり、保護開始前の災害等により補償金、保険金等が保護開始後に支給された場合について、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となるとされている。

本件は、①審査請求人は、令和４年４月１８日付けで傷病手当金１,４１３,４０４円を受領したこと、②審査請求人が受領した傷病手当金の支給期間は、令和３年８月１日から令和４年２月２８日までであること、③処分庁は、審査請求人が受給した傷病手当金と、審査請求人の保護を開始した令和４年３月から同年５月までに支弁した保護費を比較し、既に返還決定した額を加味した上で、要返還額を３７１,６７４円と決定したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人が受給した傷病手当金について、問答集問１３－６答（４）に照らし、審査請求人の保護開始日である令和４年３月１６日より資力があるものとして返還額決定の対象とし、その範囲内である、処分庁が同年３月から同年５月の間に支弁した３７１,６７４円を返還額と決定した判断及び手続に誤りは認められない。

（４）次に、返還請求額の決定についてみる。

審査請求人は、処分庁が本件処分にあたり、自立更生控除の検討を行っていないことは違法であり、本件処分において返還決定すべき金額は、手元資金から病院等への未払い医療費等の債務を除いた額であると主張する。

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。また、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額については、自立更生の範囲には含まれないとされている。

審査請求人は、保護開始前の入院費医療費等の未払いについて、傷病手当金からの支払いができるか、処分庁に対して連絡したことが認められる。それに対し処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人からの申し出費用を保護開始前、受給中及び廃止後ごとに区分の上、それぞれ組織的に検討した結果、いずれも自立更生費用には当たらないとして要返還額から控除しなかったことが認められる。

これらのことからすると、問答集問８－９５答のとおり、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められないのであるから、審査請求人が受領した傷病手当金のうち、保護開始前の借金の返済に充てた額を要返還額から控除しないこととした処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。また、処分庁は、その他審査請求人より申し出のあった費用について、自立更生費用の範囲に含まれるか組織的な検討を経て、本件処分を行っており、これら処分庁の判断の過程に、違法又は不当な点は認められない。

（５）また、審査請求人は、資力がない中、金員の支払いを命じることが不可能であることから、正当とは考えられず、法第８０条に基づき返還を免除されるべきである旨主張する。

問答集問１３－１７答のとおり、法第６３条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものであり、法第８０条の規定は，保護の廃止等が行われたことに伴い，既に前渡された保護金品のうち当該廃止等のあった日以降の分を返還させるべき場合には，返還の免除が可能である旨を定めたものであるとされている。

以下検討すると、処分庁は、審査請求人の保護を令和４年５月３１日限りで廃止し、同年３月から同年５月分の保護費を返還額として、本件処分を行ったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の保護廃止前の保護費について、元の処分決定は有効であるものとして、法第６３条に基づき返還決定を行っており、問答集問１３－１７答に照らし、処分庁の判断には誤りは認められず、審査請求人の主張は認められない。

（６）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

３　上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和７年３月２８日　諮問の受付

令和７年３月３１日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：４月１４日

口頭意見陳述申立期限：４月１４日

　令和７年４月２５日　第１回審議

　令和７年５月　７日　審査会から審査庁に対して回答の求め（回答：令和７年５月２１日付け社援第１４７３号）

令和７年５月３０日　第２回審議

令和７年６月１０日　審査会から審査庁に対して回答の求め（回答：令和７年

６月１１日付け社援第１６５５号）

令和７年６月２７日　第３回審議

令和７年７月３０日　第４回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、費用返還義務について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、また、返還額は、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであると解されている。

（３）法第８０条は、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と定めている。

（４）課長通知１（１）柱書は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を示し、その④において「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。（中略）（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と、その⑥において「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。」と記している。

（５）問答集問８－９５「保護開始前の借金」の答は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。（後略）」と記している。

（６）問答集問１３－５「法第６３条に基づく返還額の決定」の答は、（１）において「法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」と、（２）柱書において「しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。（後略）」とし、控除して差し支えない額として、アからオの額を示し、そのオにおいて「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。」と記している。

（７）問答集問１３－６答（４）は、「保護開始前の災害等に対する補償金、保険金等を受領した場合」の資力の発生時点の考え方について、「保護開始前の災害等により補償金（損害賠償金を除く。（中略））、保険金等が保護開始後に支給された場合は、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権、保険金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となる。」と記している。

（８）問答集問１３－１７答は、法第６３条の費用返還と法第８０条の返還免除との関係について、「法第６３条の規定は，資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは，もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第８０条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等のあった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。（中略）すなわち、法第６３条は、扶助費の変更決定を行わないままで費用返還義務を定めたものである。法第８０条は扶助費の廃止、変更に伴う保護費の返還義務自体の根拠規定ではない。すなわち、保護の廃止、変更等に伴い前渡した保護費を支弁者に返還する義務は、民法第７０３条により生ずることになり、法第８０条は廃止、変更に伴い財務処理上「戻入」すべき返還額の免除を規定したものである。」と記している。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）令和３年７月、審査請求人は○○○○○○により救急搬送され、○○○○病院（以下「Ａ病院」という。）への入院、○○○○○病院〔現：○○○○○○○○○○○○○○病院。以下「Ｂ病院」という。〕への転院を経て、令和４年３月に退院した。

　　　なお、Ａ病院の入院費用は歯科の７,８８０円を含め３０６,３９８円が、Ｂ病院の入院費用は９６３,２４８円が、また介護用品業者に対して４,４００円が未納の状態である。

（２）令和３年１２月２１日付けで○○市長は審査請求人の成年後見開始を職権にて大阪家庭裁判所に申し立てた。令和４年１月３１日、大阪家庭裁判所の審判により、審査請求人代理人でもある○○○○○弁護士（以下「後見人」という。）が審査請求人の後見を開始した。なお、大阪家庭裁判所に提出された診断書（令和３年９月９日付けＡ病院医師作成）の診断名は「○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○〔○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○〕、○○○○○○、○○○○○○○」、所見は「２０２１年７月２５日○○○○○○で搬送、緊急手術、入院中に○○○○○と合併、その他○○による○○○で○○○○○○○が残存」とされている。

（３）令和４年３月１６日、処分庁は後見人の申立てにより、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（４）令和４年４月１８日、審査請求人は全国健康保険協会より傷病手当金１,４１３,４０４円の支給を受けた。

（５）令和４年６月２１日、処分庁はケース診断会議において審査請求人の傷病手当金の受給を踏まえ、保護開始後に支給した生活扶助費及び医療費について法第６３条の返還対象とすることとした。なお、後見人から入院医療費、介護保険料等を傷病手当金より支払って良いかという打診があったものの、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は自立更生の範囲に含まれないとされた。また処分庁は、法第６３条に基づく返還決定後、傷病手当金１,４１３,４０４円から、令和４年３月から５月にかけて支給した定例支給額３０２,６２４円、医療扶助額７５,３５０円の計３７７,９７４円及び介護サービス費４７,７０９円を差し引くと残額が９８７,７２１円となり、これを６か月で除すると１か月当たり約１６４,０００円となることから、臨時的な収入により以後おおむね６か月を超えて保護を要しないこととなるとして、審査請求人に対する保護を廃止することとした。

（６）令和４年６月２２日、まず処分庁は審査請求人に対し、令和４年３月から５月にかけて定例支給額３０２,６２４円、医療扶助額７５,３５０円の計３７７,９７４円について資力があるにもかかわらず支給したとして、法第６３条に基づき３７７,９７４円の返還決定処分（以下「先行処分」という。）を行った。なお、当該処分には算定誤りがあり、令和４年１１月８日付けで取り消された。

（７）令和４年７月２６日付けで、処分庁は審査請求人への保護廃止決定処分（以下「廃止決定処分」という。）を行った。本件処分の通知には、「廃止した扶助の種類　介護扶助　医療扶助」、「廃止　令和０４年０５月３１日限り」、「理由　○○さんの傷病手当金による収入の臨時的な増加により、世帯の最低生活費と収入を概ね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるため、（中略）〔法〕第２６条に基づき令和４年６月１日付けで保護を廃止します。」と記載されている。

（８）令和５年３月７日付けで、処分庁は改めて審査請求人に対し３７１,６７４円の返還を求める本件処分を行った。要返還額の内訳は、令和４年３月について定例支給額６１,５７８円、医療扶助３４,１７０円の合計９５,７４８円、同年４月について定例支給額１１６,６８０円、医療扶助１３,７４０円及び介護扶助２１,７３６円の合計から既返還決定額２１,７３６円を差し引いた１３０,４２０円、同年５月について定例支給額１２４,３６６円、代理納付２,８００円、医療扶助２１,１４０円及び介護扶助２２，６９４円の合計から既返還決定額２５,４９４円を差し引いた１４５,５０６円であった。

本件処分の通知（返還金・徴収金決定書）には、「返還金・徴収金決定額　金　３７１,６７４円」「納入義務者　○○　○○」の記載のほか、決定理由として「○○さんに傷病手当金による１,４１３,４０４円の収入があったため、令和４年３月～令和４年５月に支給した保護費のうち、３７１,６７４円については、「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するので保護に要した費用を返還する義務がある旨定めた（中略）〔法〕第６３条に基づき、返還決定します。」と記載されている。

（９）令和５年４月１１日、審査請求人代理人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第６３条の解釈と運用について

法第６３条は、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第６３条に基づく返還決定を行うに当たって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成２６年３月１１日判決（平２４（行ウ）２２号・賃金と社会保障１６１５・１６１６号１１２頁及び東京地方裁判所平成２９年２月１日判決（平２７（行ウ）６２５号・賃金と社会保障１６８０号３３頁参照））。

（２）本件についてみると、処分庁は、審査請求人が令和４年４月１８日に傷病手当金を受給したことから、同年３月から同年５月に支給した保護費のうち、３７１,６７４円について「資力がありながら保護を受けた」ことに該当するとして、法第６３条に基づき費用の返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

（３）まず、要返還額の決定についてみる。

　　　問答集問１３－６答（４）のとおり、保護開始前の災害等により補償金等が保護開始後に支給された場合について、被災したことが明らかである限り、被災時より補償金請求権等は客観的に確実性を有するものであることから、保護開始時より資力があるものとして返還額決定の対象となるとされている。本件は、①審査請求人は、令和４年４月１８日付けで傷病手当金１,４１３,４０４円を受領したこと、②審査請求人が受領した傷病手当金の支給期間は、令和３年８月１日から令和４年２月２８日までであること、③処分庁は、審査請求人が受給した傷病手当金と、審査請求人の保護を開始した令和４年３月から同年５月までに支弁した保護費を比較し、既に返還決定した額を加味した上で、要返還額を３７１,６７４円と決定したことが認められる。

これらのことからすると、審査請求人が受給した傷病手当金について、問答集問１３－６答（４）に照らし、審査請求人の保護開始日である令和４年３月１６日より資力があるものとして返還額決定の対象とし、その範囲内である、処分庁が同年３月から同年５月の間に支弁した３７１,６７４円を返還額と決定した判断及び手続に誤りは認められない。

（４）次に、返還請求額の決定についてみる。

審査請求人は、処分庁が本件処分にあたり、自立更生控除の検討を行っていないことは違法であり、本件処分において返還決定すべき金額は、手元資金から病院等への未払い医療費等の債務を除いた額であると主張する。

課長通知１（１）のとおり、法第６３条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象としつつ、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額について返還額から控除することが可能であるとされている。また、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額については、自立更生の範囲には含まれないとされている。

審査請求人は、保護開始前の入院費医療費等の未払いについて、傷病手当金からの支払いができるか、処分庁に対して連絡したことが認められる。それに対し処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人からの申し出費用を保護開始前、受給中及び廃止後ごとに区分の上、それぞれ組織的に検討した結果、いずれも自立更生費用には当たらないとして要返還額から控除しなかったことが認められる。

これらのことからすると、問答集問８－９５答のとおり、過去の債務を返還額から控除することについては、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度によって営まれてきた生活を法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から逸脱することになるため、原則として認められないのであるから、審査請求人が受領した傷病手当金のうち、保護開始前の借金の返済に充てるべき額を要返還額から控除しないこととした処分庁の判断に誤りがあるとは認められず、審査請求人の主張は採用できない。また、処分庁は、その他審査請求人より申し出のあった費用について、自立更生費用の範囲に含まれるか組織的な検討を経て、本件処分を行っており、これら処分庁の判断の過程に、違法又は不当な点は認められない。

（５）また、審査請求人は、資力がない中、金員の支払いを命じることが不可能であることから、正当とは考えられず、法第８０条に基づき返還を免除されるべきである旨主張する。

　　　問答集問１３－１７答のとおり、法第６３条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものであり、法第８０条の規定は，保護の廃止等が行われたことに伴い，既に前渡された保護金品のうち当該廃止等のあった日以降の分を返還させるべき場合には，返還の免除が可能である旨を定めたものであるとされている。すなわち、法第８０条の規定は、法第６３条に基づく返還決定処分の対象額のうち、廃止以前の支給額については適用があるものではない。

　　　以下検討すると、処分庁は、審査請求人の保護を令和４年５月３１日限りで廃止し、同年３月から同年５月分の保護費を要返還額として、法第６３条を根拠に本件処分を行ったことが認められる。

　　　問答集第１３－１７答の見解に沿う限り、本件においては、審査請求人の保護費については廃止前に支給されたものであり、法第８０条の対象となるものではないから、処分庁の判断には誤りは認められず、審査請求人の主張は認められない。

（６）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、棄却されるべきである。

**第６　付言**

当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

処分庁は、要返還額の算定を当初誤ったとして、先行処分を令和４年１１月８日付けで取り消しているものである。審査請求人が別途争っている令和４年７月２６日付けの廃止決定処分は取り消されず維持されていることから、廃止決定処分は先行処分による誤った返還額を前提に判断されていることとなる。本件では結果的に、本件処分により、審査請求人の残余財産が、先行処分を前提とした場合より多く見積もられることとなったため、結果的に廃止決定処分に取り消すべき違法性があるとまでは言えないが、法第６３条に基づく返還決定処分は、保護廃止処分や保護停止処分の前提となりうるものである。処分庁においては、費用返還決定処分を行うに当たって、法令及び各種通知等を正確に理解し、適正な方法により要返還額等を算定するよう留意されたい。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）原田　裕彦

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　福島　　豪